

ご契約者 様

大同生命保険株式会社

「新型コロナウイルス感染症」の拡大にともなう各種お取扱い

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

感染拡大の状況を踏まえ、当社では各種ご契約の手続きにつきまして特別取扱いを行います。詳しくは、当社コールセンターまでお問い合わせください。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）の特別取扱い

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象となる契約	個人保険・個人年金保険（個人契約および法人契約） ただし、変額保険は除きます。
特別金利	年利 0.0%
特別金利適用金額	契約者貸付請求書に記載されている「貸付限度額」まで
特別金利適用期間（※1）	2020年12月31日（木）まで
受付期間（※2）	2020年9月1日（火）まで

（※1）2021年1月1日（金）以降、通常の金利に変更となります。

（※2）お申し込み状況等に応じて、受付期間を短縮することがあります。

（※3）特別取扱いをご希望されない場合は、お手続き時にその旨お申出ください。

2. その他の取扱い

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長

保険料をお払込中のご契約で、このたびの新型コロナウイルスによる影響で保険料のお払込が困難な場合、保険料のお払込を猶予する期間を延長いたします。

(2) 保険金・給付金のお支払い

① 死亡保険金・高度障がい保険金

「新型コロナウイルス感染症」により死亡された場合、死亡保険金のお支払い対象となります。

また、「災害割増特約」を付加されているご契約の被保険者さまが、新型コロナウイルスに罹患し、お亡くなりになられた場合には、災害死亡保険金をお支払いします。

※高度障がい状態になられた場合も、災害高度障がい保険金のお支払対象となります。

② 入院給付金

「新型コロナウイルス感染症」のため、医師の指示により入院された場合は、陽性・陰性、症状の有無に関わらず入院給付金のお支払対象となります。

また、陽性の場合で、医療機関の事情などにより、自宅その他の施設で治療を受けられるときには、その治療期間に関する証明書等のご提出により入院給付金のお支払対象となります。

なお、「新型コロナウイルス感染症」以外の疾病等が原因であるものの、「新型コロナウイルス感染症」が医療機関で発生し、入院できないまたは退院せざるを得ず、必要な入院治療を受けられない場合などでも、医師の証明書等の提出によりお支払対象となります。

(3) 契約更新手続き期間の延長

更新日が到来する個人保険のご契約で、このたびの新型コロナウイルスによる影響で契約更新のお手続きが困難な場合、お手続きの期限を延長いたします。

(4) 簡易迅速なお取扱い

「新型コロナウイルス感染症」の影響で、印鑑証明書等の公的書類の手配や診断書の手配ができない場合は、お手続きに必要な書類を一部省略するなど柔軟な対応により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

※付帯サービスのご案内

当社がご契約者さまに付帯サービスとして提供している「健康ダイヤル24」（ティーペック株式会社が提供）は、「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談も24時間・年中無休でお受けしています。利用を希望される場合は、ご契約者さまにご案内の専用ダイヤルにお電話いただくか、ご不明な場合は大同生命コールセンターまでご連絡ください。

(参考) ティーペック株式会社の対応

厚生労働省より各都道府県衛生管理部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまる場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ案内しています。また、「新型コロナウイルス」の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインなどに沿った回答となります。

大同生命コールセンター（受付時間：9時～17時 *土・日・祝日・年末年始を除きます）

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コールセンターの受付時間を短縮させていただいております。

また、当社コールセンターは出社抑制を行っており、お客さまからのお電話がつながりにくい場合があります。

《新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さま専用番号》

0120-901-367（通話料無料）

《ご契約のご照会・お手続きの番号》

0120-789-501（通話料無料）

以 上